航空機内におけるいわゆる”機内迷惑行為”を 防止するための法律が成立しました！

7 月 11 日、いわゆる”機内迷惑行為”を航空機内における安全阻害行為等と捉え、これら行為 を防止するための「航空法の一部を改正する法律」が、国会で成立しました。

【どうして法律が必要なのか】

〇航空機利用の一般化
〇機内の全席禁煙化
〇携帯電話などの普及　　等

安全で快適な空の旅をお楽しみ頂くため、機内における安全阻害行為等を防止する法律ができました！

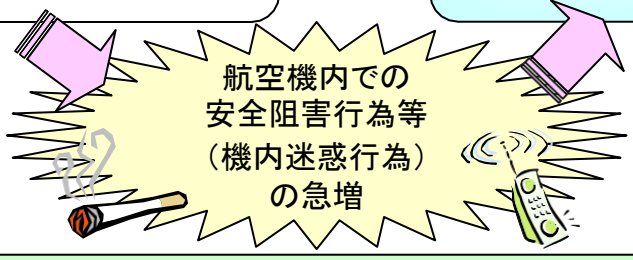

【この法律で何が変わるのか】

機内での「安全阻害行為等」が禁止されます。以下のものを含め、機内で禁止される行為が法律で定められます（※注）。

(例) ①非常口等の扉を操作する行為
②トイレで喫煙する行為
③禁止された電子機器（携帯電話など）の使用
④指示に従わずに、座席ベルトを着用しないことやリクライニング等を元の位置に戻さないこと　　等

禁止行為を行った者に、機長は「禁止命令」を出すことができます。

禁止される行為を行った者に対して、機長は「引き続き行ったり、繰り返してはならない」との命令(「禁止命令」)を発することができるようになります。

「禁止命令」に違反した者には、50 万円以下の罰金が科せられます。

機長から「禁止命令」を受けたにも拘わらず、その行為を引き続き行ったり、繰り返した 者には、50 万円以下の罰金が科せられることとなります。

※注:禁止行為の詳細は、「航空法施行規則」に定められます。

【いつから適用になるのか】

法律の施行は、2004 年 1 月 15 日からです。

定期航空協会

以下の行為は法律違反です!!

今般、先の通常国会において成立した改正航空法に基づき、航空法施行規則が改正され、機長から止めるよう命令されたにもかかわらず、以下の行為を引き続き行ったり、繰り返した場合には50万円以下の罰金が科せられることとなりました。

なお、法律の施行は2004年1月15日からです。

①乗降口の扉などを操作すること

乗務員からの指示なしに乗降口等の開閉ハンドル・スイッチを操作することは非常に危険です。

②化粧室内で喫煙すること

機内では全面禁煙となっています。特に化粧室内での喫煙は、火災に繋がるおそれがあります。

③乗務員の業務を妨げること

保安上の観点から、過度の飲酒等による暴言・威嚇・性的いやがらせ等、乗務員の業務を妨害してはいけません。

④携帯電話などを 使用すること

機内での携帯電話等の使用は、航空機の航行に支障を及ぼすおそれがあります。電源もお切りください。

⑤座席ベルトを装着しない こと

突然の揺れ等で投げ出 された場合、ご自身だけでなく他人も怪我をする 場合があります。

⑥座席の背などを所定の位置に戻さないこと

座席の背やテーブル等を所定の位置に戻さないと、非常時の脱出の妨げになるおそれがあります。

⑦手荷物を通路などに放置すること

通路などに手荷物を放 置すると、突然の揺れ等 により飛散し危険です。非常時の脱出の妨げに なるおそれもあります。

⑧非常用機器をみだりに 使用すること

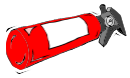

非常時に備え、消火器や救命胴衣等の非常用機器はみだりに使用しないで下さい。

定期航空協会

(2003/8)